

続・ふるさと

柔道整復師の法制化に

奔走した人③

第20回

慶応4年に徳川幕府が倒れ、明治新政府が成立した。新政府は日本の医学政策を従来は漢方医学に加えて、オランダ医学を中心としてきたが、オランダ医学の源流のドイツ医学へと転換し、明治7年3月文部省通達により「医制」76条が公布され、その第1条に「全国の医制は之を文部省に統ふ」とし、その第37条の項の最後に産科、眼科、整骨科および口中科等は試験を行って合格者は開業医として認められた。その数は、明治14、15年で3百数十名であったと言われる。

明治10年になって内務省通達により、特例で一定の履歴がある者に限り、試験をせず「医師開業認可の証」が授与された。明治18年3月23日、内務省達甲第7号「入歯歯抜口中療治接骨術営業取締方」が出て、明治16年に行われた医師開業試験に合格した者でないと同科の医業も新規に開業できなくなつた。従来からの接骨業を行っていた既得権者は「従前接骨業」として医師とは区別して道府県庁の規則で取り扱われていた。

明治24年7月、東京府令第58号で従来「入歯歯抜口中療治接骨業取締規則」によって従来接骨業は「接骨科」などの看板を掲げることが禁じられ、明治44年に法的規則が一層厳しくなり、伝統医学である接骨術の消滅の危機が生じたのである。



整骨科医術開業免状

編集後記

□秋になり朝晩は寒くなり夜が長くなつてきました。行事の多い季節でもあります。天候によっては予定の写真が撮れずに涙する季節でもあります。□編集作業としての今月は年度の中間です。12ヶ月の前半折り返しという時点で記事内容や取り上げるテーマや発行回数など、来年はどうしようか今年度後半半に変えるべきか等々の議論が白熱します。■その中でも、月に一度の発行形式では今現在起きていることを伝える力が弱いのではないかと、という意見は今更ながら大きな問題です。名案が浮かばず焦る編集です。

(まんじゅつ)



※写真提供：矢澤高史氏(宇都宮市)

中国や東南アジア原産の輸入種でペットとして飼われていたものが野に放されて野生化した。昭和40年後半から県内でも確認されてから増え続けている。

顔面が黒色で、鼻から頭頂部にかけて白い縦線があることが特徴。四肢はやや短く細長い体型で尾が長いのでイタチ科獣類に似ている。

丘陵地から山地の森林に生息し、果樹園にもよく出没する。樹洞や土穴などをねぐらにして、そこで繁殖するが、人里の納屋や板倉の屋根裏で繁殖例も多い。

夜行性で樹上生活者なので人目に付かないが、集落周辺に普通に生活している。雑食性で小動物や果樹類を採食する。

類似種=テン、アライグマ

- 編集 芳賀町広報広聴委員会 ☎028 (677) 6032 ✉kouhou@town.haga.tochigi.jp
- 発行 芳賀町企画課 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1020番地
- 芳賀町ホームページアドレス <http://www.town.haga.tochigi.jp>
- 苦情専用フリーダイヤル ☎0120 (753) 898

